

第7期介護保険事業計画「介護給付等に要する費用の適正化への取り組みおよび目標設定」に対する評価表

項目	趣旨	取り組みおよび目標	令和2年度実績	効果（成果）	課題
① 要介護認定の 適正化	<p>認定調査の基本判断を遵守し、内容点検を通して問題点を認識させ、知識の底上げを図ります。</p> <p>介護認定審査会の判定の平準化、内容の適正化を促進し、適切かつ公平な要介護認定等の確保を図ります。</p>	<p>要介護認定の平準化に向けた実施項目の検討を行い、適正な認定結果につなげます。</p> <p>eラーニング（イーラーニングシステム）の周知を図り、活用する受講者を増やして定義の理解を深め、主に市内の指定居宅介護支援事業所等に所属する調査員の講座登録、テスト実施を促し、その結果を市でとりまとめ把握します。</p> <p>また、認定調査員の研修を行います。</p>	<p>活用ツールにおいて各合議体ごとの審査会委員の意識が変化し、判断も合議体内でまとまりやすくなった。</p> <p>調査員から積極的にeラーニング受講を望む者が増加した。</p>	<p>個々の審査会委員の判断も協調性が図られ、平準化に努める方向性が取られた。</p> <p>認定調査票の完成度が向上した。</p>	<p>外部委託の認定調査員の調査受け入れが年々減少している。</p> <p>介護認定審査会委員の中でも医師の委員が全体の割合から少人数であるため増員したい。</p>
② ケアプラン点 検	<p>ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、また、訪問調査を行い、地域包括支援センター等と連携し、点検を行います。</p>	<p>個々の受給者の方が真に必要なサービスを確保するとともに、サービス提供の改善を行い、保険者機能の強化を図ります。また、ケアプラン点検の効果を検証し、点検方法の改善を検討します。</p>	<p>東京都の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」に基づき、市内の居宅介護支援事業所に対して、8件のケアプラン点検を行った。</p>	<p>個々の受給者が真に必要なサービスが確保ができた。</p>	<p>ケアマネジャーの経験の違いにより、プランの改善の幅が異なることがある。</p> <p>ガイドラインのより一層の周知や、点検側も研修等に参加することで、件数ばかりではなく、点検の質を高める工夫も必要。</p>
③ 住宅改修・福 祉用具給付の 適正化	<p>保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の施工前の実態確認や、工事見積書の点検を専門職と連携しながら行います。</p> <p>軽度者の方への福祉用具貸与について自立支援の機会を阻害することがないように、医師の所見やサービス担当者会議の記録を確認します。</p>	<p>点検項目、点検方法等のマニュアルの見直しを行いながら、効率性を高め、点検実施件数を増やします。また、介護保険の住宅改修や福祉用具の制度を適切に利用するため、受給者の方や事業者に対し制度周知を行います。</p>	<p>住宅改修時の現地調査を行い、住宅改修の必要性について確認を行った。</p> <p>福祉用具については、軽度者の福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないように、医師の所見やサービス担当者会議の記録を確認した。</p>	<p>点検を行うことで、住宅改修については不適切な工事の防止に繋がり、福祉用具については、利用者の身体状況に応じた適切な貸与が行われた。</p>	<p>専門性の確保が困難という面もあるが、保険者の検査が入っているということ自体が、不適切な工事の抑止に繋がっていると考えられる。点検を保険者で行っていること自体を積極的に周知することで、更なる抑制効果の拡大を図る。</p>

項目	趣旨	取り組みおよび目標	令和2年度実績	効果（成果）	課題
④ 縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会の給付実績をもとに、受給者の方ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の確認を行うとともに、介護保険と医療保険を重複して請求している事業所がないか確認を行います。	研修会等に参加し、国民健康保険団体連合会委託分以外の突合について点検項目を増やします。そして誤った請求を行っている可能性のある事業所に対して指導を行い、誤請求を是正し、適正な介護報酬の請求を促進します。	医療情報の突合について、国民健康保険団体連合会に介護保険の医療保険の重複請求の審査を委託し、適正な請求処理を促した。	提供されたサービスの整合性について確認を行うことで、適切な介護報酬の請求に繋がった。	基本的には、適正な請求処理がされており、抑制効果は低いと思われる。 点検項目の確認作業等が多く、職員の作業時間等を考慮すると、費用対効果が高くない。
⑤ 介護給付費通知	受給者の方に対して、実際に事業者から支払われている金額を再確認してもらうため、保険者から受給者本人に対して、事業者からの請求および費用の給付状況等について通知します。	受給者の方にとってわかりやすく、かつ効果的な給付費通知を行い、受給者の方に対して適切なサービスの利用・普及啓発をするとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を上げます。	地域を絞って、1, 100件程度通知を発送した。	利用者の制度理解の促進等に一定寄与した。	基本的には、適正な請求処理がされており抑制効果は低い。利用者への制度理解促進には、ケアマネジャーの協力が引き続き必要である。
⑥ 給付実績の活用	国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を確認して、疑義のある請求について事業者と照会を行います。国民健康保険団体連合会提供データの未使用帳票について効率的と思われる帳票から順次確認を行っていきます。	東京都や国民健康保険団体連合会主催の研修会に参加することで、確認帳票の拡大を図り、適正なサービス提供と費用の効率化、事業所の指導育成を図ります。	確認帳票（他保険者利用の地域密着型サービス一覧表）に基づき、他市地域密着型サービスの指定申請を行っているか確認を行った。	事業者指定に基づいたサービスが適切に行われていることが確認できた。	適切な事業所指定については、ホームページ等でも積極的な周知を図ることで、より一層の効果を高めることができる。 他の帳票についても研修等に参加し、点検帳票の拡大を図っていく必要がある。